

第2回 さいたま市・岩槻市 任意合併協議会

報告のうち、特に地下鉄7号線延伸に関する課題は、県の取り組み如何によつては今後の合併協議に大きな影響を及ぼすことから「地下鉄7号線延伸整備事業に係る知事の所見」をお伺いすることになりました。

また、協議会だよりの発行、協議会ホームページの開設などの事業計画（案）及び事業計画に関連した補正予算（案）の議案2件が原案のとおり決定されました。

第2回の会議では、歳出項目に事業費を加える任意合併協議会財務規程の一部改正、さいたま市と岩槻市が合併する場合の課題として地下鉄7号線、埼玉高速鉄道延伸と一部事務組合（清掃、斎場）に関する事項及び市町村の合併の特例に関する法律の期限を踏まえた今後の協議の流れの3件が報告され、了承されました。

○協議会の事業計画、補正予算などを審議

9月29日、第2回任意合併協議会が開かれました。会議では、報告事項のほか平成15年度事業計画（案）、補正予算（案）が審議されました。

11月17日、第3回任意合併協議会が開かれました。会議では、地下鉄7号線延伸整備事業に係る知事所見の照会に対する回答が報告されました。

第3回さいたま市・岩槻市 任意合併協議会

第3回の会議では、「地下鉄7号線延伸整備事業に係る知事所見の照会」に対する回答として、同事業は、「今後、建設計画や需要予測の精査、効果的な事業手法の確立などの課題について、今般設置することとしている埼玉高速鉄道検討委員会において十分な議論をしていただいたうえ、関係市と協力し、その推進を図っていきたい」とこと、延伸事業の推進にあたっては、「今後とも、より一層さいたま市はじめ関係市と共に働くことで事業の推進に向けて取り組んで参りたい」との内容が報告され、今後の議論の前提とすることとなりました。

合併特例法の期限を踏まえた今後の協議の流れ

